

◇契約における注意事項◇

① 契約約款

契約書作成時は、磐田市ホームページ掲載の最新版の契約約款をダウンロードし使用すること

【対象】 ○磐田市建設工事請負契約約款 ○磐田市業務委託契約約款
○磐田市工事監理業務委託契約約款

② 印紙税軽減措置について（建設工事のみ）

『所得税法等の一部を改正する法律』により、建設工事請負契約書については、平成26年4月1日以降作成される契約書については、印紙税の軽減措置が拡充されることになりましたので、注意すること。

※詳細は、国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/inshi/pdf/0020003-096.pdf>

③ 契約書作成について

落札者は、契約書の作成方法（磐田市ホームページ参照）に準じて、契約書を作成すること。
作成時には、次の点の記載に注意すること。

【請負代金の支払】 前払金額： 請負代金額（税込）の10分の4（10万円未満切り捨て）
不要の場合、業務委託の場合は「—」
部分払回数： 請負代金額が 100万円以上2,000万円未満 2回以内
2,000万円以上5,000万円未満 3回以内
5,000万円以上 4回以内

【契約保証金】 契約保証金： 請負代金額（税込）の10分の1（端数処理なし）
※委託の場合は「免除」と記載
契約約款該当号数： 契約検査課に確認してください。

【建設発生土の搬出先等】 発生土がある場合 「設計図書のとおり」と記載
発生土がない場合 「なし」と記載

④ その他

開札後、電子入札システムにより落札者決定通知書を受信した業者は、契約保証及び前払金の有無について、契約検査課（0538-37-4802）に速やかに電話連絡すること。